

表 102 幕府裁決の人名

裁 決	役 職・続 柄	氏 名	年齢
獄 門	大 老	仙石左京	49歳
死 罪	年 寄	岩田静馬	45
同 同	用 人	宇野甚助	45
遠 島	年 寄 見 習	仙石小太郎	21
同 放	静 馬 件	岩田虎次郎	25
重 追	年 寄	杉原官兵衛	68
同 放	同 同	青木弾右衛門	60
中 追	前 年 寄	山田八左衛門	57
同 放	旗奉行・郡奉行	大森 登	79
同 同	方勘定奉行	岩田丹太夫	51
同 放	勘 定 奉 行	山本耕兵衛	38
軽 追	物頭・町奉行	惠崎又左衛門	54
同 同	郡 奉 行	徳永半左衛門	44
中川修理大夫へ預け	左 京 二 男	仙石正次郎	5
阿部能登守へ預け	甚 助 件	宇野庄之助	14

注：山田八左衛門以外の者の家族は仙石家が出石引き払いを命じた。

そかに望んでいた。ここに康任の關係している君臣の順逆を問う事件が現れたのであるから、これを断罪に追い込めば康任へも累を及ぼすことができるかと勢いづいたであろう。そして九月五日から始まった公裁において、仙石左京一派は、水野忠邦と組んだ寺社奉行脇坂安董らによって厳しく裁かれた。二月九日に裁許結果は公表された。左京は獄門となり、即日処刑されて首は鈴が森刑場にさらされた。死罪の岩田静馬・宇野甚助も同時に処刑された。そのほか断罪された者は表102のとおりであった。

同日、仙石久利は「家政向き不取り締まり」の理由をもって、拝領高五万八〇八八石余のうち、二万八〇八八石余が上げ知され、閉門申し付けられた。出石藩の実質高は六万七八八七石であった。このうち実質高三万石を残して他は上げ知されたのであるから、実質的には領知は半分以下になったわけである。また仙石家の親戚陸奥国白河藩主阿部能登守正暉（二〇万石）と豊後国岡藩主中川修理大夫久教（七万石）の二人に、仙石家の後見が命じられた。



写真 330 仙石左京の獄門首  
(伝渡辺華山画・乙未記事より)

五巻)。

## 2 滅知後の出石藩政

上げ知村々

閉門申し付けられた出石城下は、火の気の消えたような陰うつな静寂に包まれた。対面所の

決まる

表門・裏門はじめ、城への出入り口である大手門・東門・西門は閉めきられ、潜り戸が通用

門となった。侍たちは自宅に謹慎し、外出は禁じられた。町家も大戸をおろし、ひそやかな往来、行商に徹した。

この最中、村方では次々と大庄屋・庄屋らが江戸へ向かった。出石藩領への残留を嘆願するためである。

まず一八三六年(天保七)三月四日に美舎郡訓谷村庄屋善左衛門ら三人が、寺社奉行脇坂安董へ駕籠訴したのを皮切りに、同月一七日・二四日・四月一日・二日・三日と波状的に、老中や寺社・町・勘定の三奉行なら

更に累は幕府役人にも及び、松平康任は隠居・謹慎を命じられ、代わって藩主となった嫡子康爵は石見国浜田から陸奥国棚倉へ転封させられた。仙石小太郎妻の父で、松平康任の実弟でもあった松平主税康霽も隠居・謹慎を命じられ、家督はその子軍次郎康済に引き継がれたが、一八三六年(天保七)二月、播磨国佐用郡平福から陸奥国石川郡中畑村へ所替えを命じられた。領知も五〇〇〇石から二五〇〇石へと半減された(『兵庫県史』第

びに大目付へ対し、駕籠訴・箱訴はこせ・捨て訴すてせの手段をもって訴え出たのであった。出府者は次の人たちである。

美含郡 香住村大庄屋勘助 隼人村庄屋六三郎 訓谷村庄屋善左衛門  
須谷村庄屋五郎左衛門

気多郡 堀村大庄屋新兵衛 伏村庄屋五郎左衛門

出石郡 桐野村大庄屋甚太夫 中藤森村庄屋平右衛門

養父郡 広谷村御用達庄左衛門 養父市場村御用達又右衛門 広谷

村(庄屋)惣右衛門

丹後国熊野郡 一分村(大庄屋)治郎左衛門

美作国勝南郡 明見村大庄屋治郎兵衛 岡村庄屋徳兵衛 明見村大

庄屋見習友三郎

出石藩全郡から出ている。彼らは嘆願書の冒頭に「仙石道之助領分惣百姓共ニ御座候」と記し、嘆願は領分惣百姓の意志であることを示している。だから国元との連携にも気を配っている。三月二四日夜、老中や大目付らの長屋門に願書をはりつけて捨て訴すと伝えてきた書状に、大目付へ捨て訴すれば直に国元へ隠かく密が派遣されるであろうから、「此状到着次第、領分一同前文願書の文意、小前末々迄相心得居候様厳重御談じ成し下さるべく候」と記しているのである。特に丹後両郡、美含郡、美作国で遺漏のないよう気を付けてくれといっている。この写しは中村庄屋与惣左衛門の『諸色記録書』の中に集録されていたのであるから、



写真 331 出石城西門跡の櫓台

領内すべての庄屋の元へこの文書は回っていたことが分かる。

領主側は閉門中のこともあって、この運動にははらしてはらした様子であるが、根本は仙石家の支配から「御手離れ」になることを悲しんで、「縦令たたい、御上げ知に相成り候とも当御領主支配に仰せ付け成し下され候様」願った運動であったから、内心いたく満悦であった。五月に彼らを国元へ帰すに当たっては、ひそかに布子ぬまこ一枚ずつを与えて労をねぎらっている。出府しなかつた大庄屋・御用達・社寺らは、こそぞって見舞いの物品上納を願ひ出ている。しかし藩は九月に、凶年であるからといってこの上納は断っている。

閉門は五月一日に解かれた。そして九月一九日に上げ知村々が公表された。但馬では養父郡の一部と気多郡・美含郡の全部、また丹後兩郡と美作勝南郡の全部であった。残る出石藩領は次の村々であった。

出石郡 矢根 銀山 付き六か村と倉見小出家領七か村を除く全部の村々 (七五か村)

養父郡 養父市場 藪崎 奥米地 鉄屋米地 中米地 口米地 新津 玉見 左近山 浅野 広谷 上ゲ 上野 和田  
高生田 市場 室尾 小城 高柳 国木 米里 朝倉 小山 舞狂 上小田 下小田 坂本 伊佐 浅間 赤  
崎 浅倉 門前 (三二か村)

上げ知された村々は久美派代官所預かりとなり、一二月五日に引き渡しが終わった。

不評の荒木 この引き継ぎ事務を執行したときの年寄筆頭は荒木玄蕃であった。彼は閉門解除後しばらく

玄蕃 たった六月一日に仙石主計・酒匂清兵衛と共に年寄復帰を命じられ、一〇月一八日主計とい

っしょに出石へ帰着、清兵衛は江戸詰め年寄として残った。いよいよ荒木玄蕃指揮による藩政が始まったわけである。勘定奉行には桜井一太郎を登用した。



写真 332 荒木家墓所 (吉祥寺)

一八三六年(天保七)は未曾有<sup>みそ</sup>の凶作であったことはよく知られている。その上に出石藩はこの年から減知となったのであるから、収納高は前年までのほぼ一〇分の一であった。このため翌年春になると、家中へ配給する食糧米すら事欠くありさまであった。やむなく買入れ入れたが、折からの米価騰貴である。平年では一石当たり六五匁程であった米価が、一八三七年(天保八)二月ごろには二〇〇匁、四月には二三〇匁、五月には二七〇匁と騰貴していた。それだけ藩の支出は増える。天保七年一月には、藩主久利が初めて將軍に御目見えする「御乗り出し」が行われ、翌八年五月には初めての帰国、すなわち「御入部」があるはずである。この二つの行事は藩主一代の盛儀であるから多額の費用を要する。藩財政は極めて厳しい状況下であった。

そして銀札信用はまさに風前の燈火<sup>ともしび</sup>である。

勘定奉行桜井一太郎の仕事はこの急場をしのごことにあった。一八三六年(天保七)一月には大坂へ出張し、御用商人たちから銀四五〇貫(約七〇〇〇兩)と、向こう一か年間の江戸仕送り二二三貫の借り入れに成功し、当面する藩運営資金の憂いをやわらげた。一方、銀札信用維持としては、領内大庄屋・御用達ら三三人から一四五三兩余と、丹後湊宮(現久美浜町)の商人小西林蔵・豊岡竹間又兵衛から一五〇〇兩を借りて引き替えに充てたので、どうか銀札は流通を続けた。しかしこの金も藩主たちの飯米購入資金に充てずにおれなくなり、次第に引き替えが滞り始め、一太郎は急ぎ新たな融資を得るため、一八三七年(天保八)二月

九日に再び大坂へと旅立った。ところが到着後間もない二月十九日、大塩平八郎の乱が起こって大坂市中は大混乱となった。このため交渉は難航し借銀できない。やがて国元では銀札信用がぐらつき始めた。

天保八年三月ごろから、札一匁が「九分八分五分三分と段々に値段落ち、末には引き替え御座無く候故忝分ぐらいになり、仕舞いには六、七文になる。」そして「七、八月頃にはいよいよつづれ切り申し候」(『語色記録書』川見家文書)というありさまとなった。半地になって銀札はついに紙くず同然となってしまったのである。

一太郎は大坂に約五か月間滞在し、ようやく大坂御用商人たちに銀札加印引き請けを承知させた。そして七月一日には鑑屋龍三郎・笹屋勘左衛門・嶋屋平五郎らそれぞれの手代三人が出石へ来て藩主に挨拶、いよいよ八月一二日から引き替えを再開することになった。しかし初めのうちはごく難渡の者に限って隔日に少しずつということであった。これによって銀札信用は回復し始め、札一匁が正銀二分五厘で取り引きされるようになった。更に一二月には、年貢米一石に付き札一〇匁ずつの上納が許されて次第に回復へと向かった。一方、上納によって回収された銀札に代わって、大坂商人加印の新札が発行される。

以上のような事態に象徴される破産状態から脱出するためには、どうしても極度の支出体制を確立しななければならない。そして第一に着手されたのが上げ米であった。その最初の「御引方割合」は一八三七年(天保八)二月九日に発令された。当時の最高の禄高三五〇〜三〇〇石クラスの者の支給高は一九石八斗ずつ、満額支給の場合の一割五分に当たる厳しさであった。同年一一月に少しゆるめられて三割程度に引き上げられるが、それから三か月後の一八三八年二月七日には、またまた引き下げられ最初の場合よりも厳しくなる。

知行取りのうちの最高禄三五〇石が一〇人扶持、最低の七〇石が四人専分六厘、蔵米取りはこれ以下ということになるから、家族人数の多い家庭では飯料すら充足できないありさまであった。こうして相次いで上げ米率が変わりになったのであるが、それを貫いている原則は、支給の絶対額は高禄の者に多く、低禄者には少なくするということである。しかしこの原則もついに維持できなくなり、一八三九年（天保一〇）三月二十九日には、「知行取りの面々家人人別だけ正扶持成し下され候事」と発令される。結局、面扶持となったのである。

上げ米以外に目立った支出減の施策はみられない。玄蕃政権に課せられていた最大の課題、減知に対応する体制づくりという点については、怠慢であったといわれても仕方あるまい。そのうちに政権内部の足並みが乱れてきた様子である。桜井一太郎は一八三九年（天保一〇）四月一二日、勘定奉行を罷免される。玄蕃と意見が合わなかったのだろう。次いで七月晦日、玄蕃自身が年寄をやめさせられ、大老席にまつり上げられる。「東門日乗」に「玄蕃殿近來殊のほか評よろしからず、当国及び京・大坂・江戸にても同様のよし」と記されている。

酒勾清兵衛融  
資組織を編成

次いで年寄筆頭として藩政を指揮することになったのが酒勾清兵衛である。この地位には仙石主計が就くのが順序であっただろうが、同年三月に死亡していたから、清兵衛に順番



写真 333 桜井一太郎墓（宗鏡寺）

が回ってきた。玄蕃が罷免された当時、彼は江戸詰めであったが、一月初めに布石へ帰着、同時に名も内記と改め、新生の気をみなぎらせて酒勾体制の編成にかかるといふ。

内記は自身が勝手がかりとなり、相役には甥おひいであり娘婿むこでもあった原司書を任じた。司書は原市郎右衛門の長男で、七月から年寄の列に加えられていた。勝手方がかり用人には以前から同がかり用人であった稲垣源五右衛門を留任させ、新たに森井彦助、酒勾彦三を加える。彦三は内記の長男で、勝手方がかり用人の筆頭となり、側用人を兼ねることになった。更に一八四一年（天保一二）三月には、内記の二男金沢源之進を勘定奉行から用人へ昇格させる。こうして内記は、藩財政運用の中樞を彼自身のごく身内の血縁者をもって固めた。

この体制のもとに、内記は彼の政権の性格を決定づけるほどの意味をもつ人物を再登用した。関口齡助である。齡助は左京政權下、宇野甚助と並ぶ財政運用の切れ者であったが、後に甚助とそりが合わず、河野瀬兵衛断罪のころには江戸詰めであったので、幕府断罪の人名の中には名を連ねていなかった。しかし仙石家は彼を見逃さず、変後職を解き蟄居を命じていた。その間も彼は藩の財政運用には常に関心をもち続けていたのだから。一八三八年（天保九）三月に蟄居を許されて逼塞ひつそくに減刑されると、友人に財政再建策を語った。それに共鳴した森井彦助は、御用部屋へ彼の考えを伝え齡助再登用を進言しようである。しかし、たちまち玄蕃の怒りをかい、八月一日齡助は再蟄居、彦助は三〇石減知のうえ謹慎を命じられる。

だが、内記あるいは原司書は齡助の意見を採用しなかったとみえる。森井彦助を用人に登用したのはその布石であろう。そして内記が布石へ帰って間もない一八三九年（天保一〇）十一月五日、原司書の名をもつ





写真 334 原家歴世の墓 (吉祥寺)

て家中一同に「御暮らし方取り縮めの儀を役人どもにいろいろ調べさせたが、このうえ二五〇貫匁ほどを減少させなければ収支の均衡がはかれない。その方策について意見のある者は封書にして目付へ差し出せ」と命じる。関口齡助に意見開陳の機会を与える含みもあったのだろう。彼は期待にこたえた。そして二月一日には蟄居を解かれ、翌年正月二五日には藩主への御目見えのち、そのお声がかかりをもって「元方勘定奉行の場御雇い、融通方の儀おもに引き請け、御郡方の儀も相心得申すべきよう」命じられる。ただし「お含みの儀」があつて禄は与えられず、徒士頭格の身分をもって雇い初めとなる。

齡助が再登用されたとき、彼の活躍に期待をかけた政策は既に滑り出していた。融資組織の編成である。

前述したように、藩財政はもう破産に近いありさまであつたから、江戸・大坂はもちろん近国の御用商人たちも、出石藩への新たな融資には極めて慎重であつた。たまりかねて、財政担当者は年貢収納米・大豆を

ことごとく直渡しすることを条件に、融資組織を編成してくれるよう御用商人たちへ働きかけることを考えた。思えばこの種の組織は、一八二七年（文政

一〇）に仙石主計が試みて失敗したところである。

にもかかわらず再度手がけようとしたのは、財政が全くの手詰まり状態だったからである。減知直後の天保七、八両年に新たに借金した額は三万五九二六両余（銀にして約二三三五貫余・表103）、減知後の年間年

表 103 仙石騒動後2か年の出石藩の借金

借金先	年次		計
	1836年 (天保7)	1837年 (天保8)	
京・大坂の商人	10,354.12 <sup>兩歩朱</sup>	8,966.22 <sup>兩歩朱</sup>	19,321.00 <sup>兩歩朱</sup>
江戸商人		5,370.00	5,370.00
近国・領内の商人	2,953.31	4,034.20	6,988.11
当座借入52口		4,246.32	4,246.32
計	13,308.03	22,618.00	35,926.03

史料：養父郡高柳村大庄屋福田宗右衛門のメモ「御改正以來新借覚」（八鹿町公民館蔵）

注：金1兩は銀65匁と換算されていた。

貢米・大豆の収納高はおよそ一万四〇〇〇石余であった。借金と返済を繰り返さない限り家政を維持することは不可能である。

荒木玄蕃退任のあとを受けて勝手方をまかされた原司書は、その打開策について前に述べた案をもって一八三九年（天保一〇）九月ごろから、丹後湊宮小西林蔵と豊岡竹間又兵衛の二人に対し折衝を始めた。両人は領内の大庄屋級御用達や大庄屋らと「手組」をつくることを要求した。そして藩から加入を要請されたのは、御用達では出石郡森尾村大庄屋本席平尾源太夫・同村平尾源蔵・養父郡小城村大庄屋格長嶋善右衛門、大庄屋では出石郡赤花村橋本八兵衛・養父郡広谷村長沢保左衛門・同郡高柳村福田宗右衛門の六人であった。彼らが断りきれず手組加入をだいたい承知したのが一〇月初旬であった。だが正式調印に至るにはなお時日を要した。

融資条件は、大坂商人たちは江戸送金分を、手組は国元に必要な経費を月割りで藩へ納める、臨時費も調達する、その代わり年貢収納米・大豆はことごとく直接村々から手組へ渡す、過不足は一二月に勘定するといふのであった。しかしこれだけでは手組の大庄屋たちが承知しなかった。調達した金は先納と認めてもらえれば、領内の富農たちから金が借りられやすいので、是非そうして欲しいと主張したのである。藩はしかたなくこれを了承し、「御月割臨時趣法帳」を林蔵・又兵衛兩人へ手渡した。大坂御用商人たちとは、鑑屋

第5章 近世の出石

表 104 減知後の出石藩歳入歳出見積もり  
1839年(天保10)11月現在

歳入		
収 納	14,000石	10か年平均 高 3万石取辻
歳出		
公 務	2,758	在府年・在城年平均の1か年分
内 訳	役当たり入用	704
	参勤道中金	758
	公边関係入用	1,296
		在城年には役当たりなし 参勤・帰城1か年分 幕府勤め、涉外に掛かる入用
扶 助	8,801.9	家中への禄米
内 訳	正穀渡し分	4,163.4
	銀渡し分	2,402.5
	〃	2,236
		出石家中分 出石家中分 定府(江戸)家中分
御暮らし	4,042	御台所・諸役所入用
内 訳	出石分	2,937
	江戸分	1,105
利 息	2,316	
内 訳	近国借財分	1,166
	江戸借財分	1,150
		京・大坂・近国金主へ 江戸金主へ
計	17,917.9	

差引不足  $3,917.9$  <sup>石斗</sup>(銀254貫663匁5分)

史料:「御所務御无法」(長良政雄家文書)

注: (1) 銀換算には1石当たり65匁と計算されている。

(2) 扶助のうち、銀で支給される者(銀渡し分)には、石別35匁の者と50匁の者がある。両者に相場通りの65匁値段をもって支給するとすれば、石高はこれより1185石5斗増える。

新三郎・笹屋勘左衛門・銚屋六兵衛・喉屋三郎兵衛・嶋屋市五郎・備前屋徳兵衛・大坂屋徳右衛門の七人であった。また手組には前記の者のほか、丹後宮津嘉兵衛・岩滝市左衛門の二人が加わっていた。正式調印をするに当たっての条件として、融資手組は、藩は歳入と歳出とが均衡する体制を整えるという



写真 335 関口齡助墓（吉祥寺）

も妙案が浮かぶというわけにはいかなかったらしい。

約束の一二月になっても均衡財政の具体案は編成できなかった。だが、藩はなんとでも翌年の資金ぐりのメドは立てておきたかった。そこで二月一日、さきに挙げた領内の手組の大庄屋ら六人を呼び出し、まだ趣法帳の帳尻不足が解決していない段階であるけれども、早春までには希望に添うようにするから調談できたということにしてくれ、林蔵・又兵衛ら他領商人は承認してくれたのだから六人も同様に頼むというのであった。他領の者が引き請けた以上、領内の者が拒むことはできまいと彼らは腹をくくり、ここに融資組織の合意は成った。

つづいて翌年正月、以上の合意の案件を規定書にしたため、年寄一同が奥書の印判を押して大坂商人・手組商人ら一同へ手渡した。同時に領内の大庄屋・取締庄屋らも

ことを挙げたようである。当時の見積もりでは、なお恒常的な不足高が三九一七石余もあった(表10)。融資手組は暗に藩士の減員を要求した。しかしこれは容易なことではない。経費削減の方途を探しあぐねた酒勾政権は、融資手組の者らに対する懐柔策、また前述のように、関口齡助再登用の理由づけなどの意味をも込めて、一月一五日、藩士らへ財政再建策の上申を求めたのであった。けれども、すぐに

銀子借用証文之事

一銀參百貫匁也 大坂御請様 江戸御差立之分

一銀參百貫匁也 御手組御遣金 御国方御定用之分

と頭書した借用証を大坂商人・手組商人ら一同へ手渡した。融資手組の商人らが月割りで藩へ渡す金は、商人らが領民らに代わって先納してくれる金であるからである。したがって利子は領民負担であった。このことも明記されている。これを受けて商人らの連印が整ったのは、領内・近国手組の分が一八四〇年(天保一一)四月一九日、大坂商人の分が五月末であった。かなり遅れている。

産物会所糸

融資組織の編成と並んで酒勾政権が採り上げた重要施策は産物会所の復活であった。関口齡

問屋再開

助はこれを建言して再登用されたのであろう。再登用から一か月後の一八四〇年(天保一一)

二月二五日、元方勘定奉行伴四郎左衛門と共に、齡助は産物方がかりと札幌がかりの兼任を命じられる。この日、用人は兩人に対し「当国の産物は養蚕の儀第一に候間」、これが当国の利益となるよう、産物会所の運営をはかれと命じる。

その準備として四日後の二月二九日、他領札通用禁止令が出る。減知までは一貫してこの方針が貫かれていたのであるが、出石銀札の信用が危うくなってきた一八三七年(天保八)正月二五日、他領札について、流通を禁止しては「不融通にて差し支えの筋も相聞き候に付き、当分の内勝手に通用苦しからず候事」と令するのである。前項に述べたように、これでは産物会所の邪魔になる。そこで再び禁止措置に出たのである。ただし猶予期間があった。一八四〇年(天保一一)三月一五日までである。豊岡札は特別に同年の年末



写真 336 藩岡豊銀札

次の要旨を盛った触れ書きが領内へ回される。

- 1 六月から産物会所を再開するから国産の品(生糸)を会所へ差し入れよ。
- 2 これに対し金・銀・札望みの品を貸し与える。
- 3 利息は月一步五厘(一・五パーセント)とする。

というのであった。ただし五月一二日の触れ書きによって、利息は月一・〇五パーセントに下げられる。

産物会所の運営に、中心的役割を期待されていたのは関口齡助だったようである。そこで会所機能がいよいよ再開する直前の五月二八日、さきに郡奉行となっていた伴四郎左衛門に加えて、関口齡助もこれに任せられた。更に兩人は、町奉行と元方勘定奉行の兼任も命じられたのであるから、三奉行兼任という集中ぶりである。ここで齡助は元方勘定所御雇いという臨時的身分から完全に再勤となった。ただし、やはりお含みの儀があつて禄はまだ与えられず、役高一五〇石が給せられることになった。

藩主、融資組織を拒否、  
 家臣団に抗争再燃

以上の二大政策がようやく軌道に乗りにかけたところへ、江戸在住の藩主久利から直筆の手紙が届き、融資組織は一挙に瓦解する。文中で久利は次のように述べて

いる。

まで通用が認められた。

つづいて四月二二日には一か年の任期をもって、

出石博労町奥山屋与右衛門と宍田町塩屋次郎兵衛の二人が「産物方糸問屋」を命じられ、五月一日には

「……司書以下諸役人、わけて三奉行の者どもいかが相心得候や、拜領高三万石取納の儀は公儀歩役差し出しの家中扶助より当時公務筋手当の諸暮方入用差配の為、三奉行はじめ諸役人も申し付け置き候儀、然る処、取納米はもとより小物成まで残らず直渡しの証文下分小前の者まで調印致させ、手組他領の者へ相渡し候取りはからい、近国へ対し候処もこれある儀、我ら心中も相察し申すべし、畢竟近年来引き続き災害相濼い候より勝手方手段も尽き果て候段は深く了簡も致し、気の毒にも存じ居り候えども、右様に威敵も相失い罷りあり候より、おいおい近領より不法の取りはからい等もこれあるやに承り及び候儀もこれあり、我らにおいても残念の次第……」

と怒り、これを機に借銀の返済停止と、さきに先納とみなして手組の者たちに融通させた銀はすべて借銀とし、改めて当年分の年貢は残らず収納せよと命じた。また処分については、商人たちに対しては帰城の後申し開きを聞いた上で考える。司書以下諸役人に対しては今回はその沙汰に及ばず、といている。

直書は九月一日、大書院において惣役人惣出仕のうえ拝見申し付けられ、次いでその写しが領内名主・大庄屋へ回された。手組の大庄屋たちは一〇月七日城中に召し出され、改めて借銀いっさいは翌年五月、藩主の帰城まで元利とも据え置く旨申し渡された。それまでの半年間に彼らが調達した銀は二三五貫匁もあつた。その返済のメドが一举につぶされ、大いに迷惑した。後に協議の結果、天保一二年から七か年賦、利息年二朱（ニパーセント）で償還されることに決まった。

この挫折が後の藩政に及ぼした影響は大きい。酒勾政権の左京路線への転向に残されたかつての盟友たちが、立ち上がって攻撃を始め、内記は弾圧するという左京時代そのままの政争を再現するきっかけとな



写真 337 桜井良藏墓 (宗鏡寺)

つたからである。

造反の旗頭は磯野六郎次と桜井一太郎であった。彼らは左京路線復活の担い手、関口齡助に批判を集中した。これをかわすため、一二月に伴四郎左衛門と共に奉行を免するが、翌年四月には兩名とも三奉行兼任に帰役させる。そして産物会所は順調に運営を続ける。さきに糸間屋を命ぜられた二

人は翌年以降もその役にとどまり、新たに鋳物師町鍋屋惣兵衛と宵田町米屋六兵衛の二人が加えられる。

一方、反対者には鉄槌てつちをもって臨む。一八四一年(天保二二)正月一二日、磯野六郎次の禄を七〇石削って一三〇石とし、隠居・蟄居を命じ家督は息子に譲らせる。次いで同年九月一三日、桜井一太郎に対し、せがれ三郎ともども家族召し連れ出石城下を離れよ、そして幕府役人・親類中・仙石家の分家へ奉公すること、京都・江戸・但馬国内の徘徊は禁じると命じて追放する。ただし父良藏は隠居前によく勤め、老年でもあるからといって、出石城下居住を許した。三郎とは一太郎の実弟であるが、一太郎に子供がなかったので養子にしていた。三郎も学者で一八三六年(天保七)から弘道館に勤め、叔蘭と号していた。また、それから四日後の九月一七日、荒木带刀(旧名玄蕃)を絶家処分にする。彼の場合は酒勾政権に対する反対というよりは、身の不行跡が原因らしい。「岡本家雑集」(宗鏡寺蔵)に「上野村御林松茸取一件之由」と記されている。従者だったらしい四人も同時に減禄・謹慎の罰を受けている。带刀の処分は在府中の藩主直筆の手紙によるも





写真 338 旧仙石主計居宅（現町教育委員会事務局）

ので、大老・家督は剝奪され隠居・蟄居、せがれ信太郎に当分三〇人扶持を与える、という厳しさであった。

以上のほか、一八四〇年（天保二一）十一月〜四二年（天保二三）十一月の二か年間に追放された者、侍一人、足輕一人、長の暇を出された者、侍三人、足輕七人がいた。またこの期間中に、足輕・中間のうち天明年中（一七八一〜）以後に召し抱えられた者は全員解雇、出石移封後天明までの間に召し抱えられた者のうち四六名は解雇、一七七名は禄を減らして「新抱え」とすることが発令される。侍分に対しては、出石移封後新規に抱えられた侍三五人、小役人一五人に無勤申し付け、村方へ居住することを命じる。

仙石左京滅却に同盟してたかかった要人たちの間に内部分裂が起り、敗北を喫した者たちが藩政から姿を消し、荒木家が絶家処分となったあと、仙石家中の中核となるべき大老家は仙石主計（造酒の息子）家だけとなった。そのため、一八四一年（天保二二）一〇月二六日、主計の遺児内蔵介に一〇〇石の家禄を給して「地鎗御免」の榮与を与え、権威づける。同時に酒勾内記も三五〇石、年寄座上とされ、公式行事の時には「持鎗御免」の特権を許される。酒勾政権の基盤は固まったかにみえた。だが、それはまぼろしであった。

## 第二次仙石

一八四三年(天保一四)六月末のこと、仙石騒動裁許後二か年ほど仙石家の後見役を命じられた

## 騒動

たことのある豊前・岡藩主中川家に、出石藩主仙石久利は呼ばれてその藩邸に赴いた。そこ

で思いがけないことを聞かされた。「関口齡助のよくない噂うわさが幕府に聞こえ吟味の手が伸びそうなので、とりあえず中川家と阿部家の家来を出石へ差し向け、齡助召し捕りの手はずをとった」というのである。驚いた久利は「私の家中で捕らえ、そなた様に渡すようはからってもらいたい」と頼んだ。この旨を聞き届けた中川久昭は、数日後の七月二日、出石藩の江戸屋敷に阿部またた正備と共に訪れ、返事を伝えた。

「先日お出でするとき風説と申したが、実は老中真田信濃守様が私どもをお呼びになり、仙石家の関口齡助は以前からよくない人物であるにもかかわらず、先年の裁許後間もなく再勤し、殊に勝手方を引き請け、奢侈しよなどの噂もあると聞いている。親類内で気が付いたことにして彼を呼び寄せるか、召し捕ってでも吟味してもらいたい、と申し付けられた。貴殿の考えが分からないままに、ひとまず拙者共の家来を派遣するようにと仰せられたので差し出した。ところが先日貴殿のご内意を承り、昨日信濃守様にその旨を伝えたところ、それは幸いなこと、その方が讃岐守(久利)にとって身の為になる。前のいきさつも打ち明けて早々に齡助を召し捕らせなさい。残念なことに、齡助ひとりの不行跡が讃岐守の不行き届きと取り沙汰されている。もしこの期まじに及んで讃岐守が齡助をかばい、逮捕を遅らせるようなことがあれば再び公裁となる。そうなれば仙石家の一大事。なにとぞこのたびのことは親類内で済ませるように充分配慮されたい。仙石家の重役どもにもこのことをよく心得させ、決して齡助を取り逃がしてはならない。必ず逮捕して差し出させるようにと申された。また齡助が江戸へ到着してからは家臣たちにもお尋ねがあると思うが、外



写真 339 関口齡助屋敷跡（現いざし荘付近）

のことは何も心配しなくともよい。ただ齡助ひとりのこととして処理されるものであることを仙石家へ伝えておくように、との御意であった。」  
と口上を述べた。

降って沸いたような事件に出石藩邸は驚きかつ慌てた。対策協議の後、齡助逮捕の指令を持った足軽飛脚が出石へとんだ。それが七月一日午後二時ごろ到着する。ただちに齡助居宅周りの辻々に足軽・同心らの見張りが配置され、居宅の内外にも八人の侍が詰めてものものしい警戒体制が敷かれた。齡助の居宅は現在の「老人福祉センターいざし荘」のあたりにあった。ここへ逮捕の一隊が向かったのは翌日の午前四時ごろであった。しかし到着直前に齡助自害の報が届き、一隊は引き上げる。遺体は棺に入れ、塩と石灰を詰めて庭に仮埋めし、阿部・中川両家検死役人の到着を待つ。彼らは七月二日午後二時過ぎに出石に着き、ただちに検死を済ませて翌日には出立する。

次いで七月末から八月初めにかけて、荒木帯刀(支蕃)・酒勾内記(清兵衛)・同彦三・磯野六郎次・土岐午之助らが、江戸から呼び出しを受けて次々に出石を出発する。

糾問者は阿部・中川両侯のほかに、老中真田幸貫の内命をもって綾部藩主九鬼隆都(たかひろ)が加えられた。そして齡助再登用に携わった者たちを糾問した。中でもそれが厳しかったのは酒勾内記であった。糾問書の大要は、「その

方は去る未年（天保六年）までは種々恥辱を受けた身であったが、裁許によって黑白弁明となり、再勤申し付けられた。その上は心肝を砕いて家政を改め、家中・町・在一同帰服するよう取り計らうべきところ、みだりに忠名を盗むばかりで、しばらくの内趣法も相立たず、あまつさえ左京・甚助一味同悪の齡助を取り用い、家政の大権皆齡助の手中にあるようにさせたはいかがの所存か、家中志ある者はひそかに嘆息し、町・在かは愁怨しゆゑんの声しきりと聞こえ、領主をうらむようにもなってきた。重職筆頭のその方の罪は逃るべきもない。」というのであった。

糾問書突きつけられて屋敷（江戸）に帰った内記・彦三父子は、その夜酒肴をととのえて最後の膳を飾った。そして暁け方、家来たちを親類へ来宅を乞う使いに走らせた留守の間に、白装束に身を固め、割腹して果てた。彦三もその後に従った。彦三が父内記に勧めた自決であった。八月一二日朝のことである。両侯は彦三の行為を殊勝として家名断絶は許し、八月一八日、息子久太郎に新知一〇〇石を与えた。その後、原司書は追放、森井彦助は絶家、ほかの年寄たちは減知の上、隠居申し付けられた。もう一人生きながら葬られた薄幸の人がある。側用人渡辺要人かなめである。彼が藩主久利に齡助再登用をとりなした。このことが明るみに出ると累を藩主に及ぼさずにおれなくなり、仙石家は取りつぶしとなる恐れがある。そこで阿部正備が身柄を預かって自領の白河に幽閉し、一八五



写真 340 酒勾彦三墓（吉祥寺）

四年（嘉永七）出石へ歸し、兄の屋敷で座敷牢に入れるが、間もなく牢内で自害する。口を封じられた生活に耐えられなかったのであろう。

全家中の家

禄半減

齢助再登用の一件は誰が幕府へ通じたのであろうか。それは桜井一太郎と思う。一太郎は一八三二年（天保三）一月二二日、荒木玄蕃らが老公久道に上書して処分された日の日記に、齢助を評して、「収斂<sup>よくん</sup>臣と盗臣を兼ね候人物」と記し、人格的にもさげすみ嫌っていた。その人物が一太郎の後任に納まり、見返すかのように以前にまさる権勢を振るったのであるから、激怒して酒勾内記を批判したであろう。その結果追放された。ふんまんやる方ない一太郎は京都に赴き、新宮涼庭を頼った。涼庭は医師として成功した洛中屈指の高額所得者であったばかりでなく、経世済民を志した儒学者でもあり、諸藩から頼まれて財政改革を指導していた。出石藩も彼の指導を仰ぎ融資を受けていたようである。涼庭は一八二八年（文政二）一〇月に、京都十一屋権兵衛と共に出石へ来て、一八日には老公久道に面謁し、紋付き羽織を与えられ、拾人扶持を給されている。涼庭の考えは奢侈をいましめ、町人となれ合う勘定奉行を強く批判していた。一太郎の考えとよく一致している。そこで涼庭は一太郎の強力な支持者となった。そして財政改革を指導して知己となっていた丹後国綾部藩主九鬼隆都を通じて、裁許後の出石藩の動静を老中へ伝えたらしい。だから糾問者の目付役に九鬼隆都が加えられたのであった。

酒勾内記が自害してから二日後の八月一五日、中川・阿部・九鬼三侯の立ち会いのもとに発令された人事異動において、土岐午之助は年寄筆頭に任ぜられ、仙石右馬之助と改名し、甥仙石内藏介の後見人となること、堀新九郎が年寄に、磯野六郎次が用人に、桜井一太郎が弘道館教授兼勘定奉行頭取に、などの人事が発

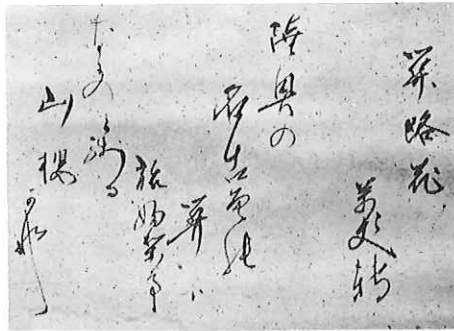


写真 341 神谷転書跡

令された。このとき初めて神谷転に帰参を許し、兄七五三跡一五〇石を相続し、兄の子七歳を養子にすることが命じられた。なお、荒木帯刀は齡助再登用に反対し幕府裁許の筋を通したとして賞され蟄居は解かれるが、その身の不行跡を責められて隠居は解かれなかった。ただし嫡子信太郎に新知三〇〇石が与えられる。ところが一八五三年（嘉永六）に、またまた藩主直筆の文書をもって厳しい「御叱り」を受ける。よほど器量人ではなかったのだろう。

以上の経過をもって天保一四年の騒動はおさまった。さきの騒動とあまりにも酷似したところがあるところから、筆者はこれを第二次仙石騒動と名付けた。その收拾を終えて藩主久利は、八月二九日江戸をたち帰国の途につく。途中京都に立ち寄り新宮涼庭を訪れる。錯雑した思いの訪問であっただろう。この旅に神谷転が随行することになっていたが病気のため参加せず、一〇月二六日松見寺において死去する。

久利の帰国後間もなく中川家の家臣長塩堅蔵が派遣されてきて、後見人家の役目をつとめる。彼は翌年二月一九日まで滞在する。その監視のもとに一二月六日、久利は家臣たちに家禄半減を申し渡す。例えば元高一二〇〇石は五五〇石に、三〇〇石は一五〇石とした。ただし蔵米取り以下はこれよりゆるく、また低禄になるにしたがい減高率は少なくなる。この処置は後見人家の圧力によるのだろう。酒匂内記に対する糾問書的一条に、両侯は「主人半高に相成り候えば、家中一同半高に申し付くべき筈は申す迄もこれなき事、多人

数在住（村に住むこと）又は暇差し出し候て、其身は旧禄そのままにて罷り在り候は如何心得に候哉」と詰問している。この趣旨を貫徹したのであった。したがって在住者はこの機会に城下へ帰住を許され、同様の減高率をもって遇される。

義倉錢札始

知行取り全員が一举に禄を半減された。上げ米に慣れていたとはいえ大変な衝撃であった。また、

ろう。それをやわらげるため、救済の善後策を藩政担当者は懸命に模索したに違いない。そして生まれた構想が義倉錢札の発行であった。それは義倉を再興してここに米・銀を集め、その銀を準備銀として義倉役所から錢札を発行し、家中に貸与するというのであった。同時に希望の領民には義倉錢札を希望量まとめて貸与し、個人信用に基づく引き替え保証の加印をさせたい、発行を任せるという方法を併用した。利銀収入をはかるためである。前者の札を元方札といい、後者を加印札と呼んで区別した。

加印札がさきに発行された。その最初は一八四四年（天保一五）五月一二日に、気多郡新村太右衛門・堀村新兵衛・上石村左衛門の三人が連名で、三〇貫匁の拝借を出願した札である（『御用部屋日記』）。翌日には出石郡矢根村大石家が四〇貫匁の拝借を願ひ出ている（京大人文科学研究所調査報告第二号）。八月には義父郡大屋谷山路村太郎兵衛が、出石領内米里村の米田喜太夫を仲間に入れて一人組をつくり、一〇〇貫匁の拝借を願ひ出、七三貫匁の貸与を許されている（『八鹿町史』）。九月には森尾村平尾源太夫が五〇貫匁の拝借を願ひ出ている（平尾家文書「諸事控」）。このほかにも埋もれた例は多いだろう。

加印札流通のしくみは大要次のとおりであった。義倉役所へ納める利息は年五朱（五パーセント）、これは流通中に紛失した分も含めた借入金の額に対して課せられる。引き替えは発行者の所だけでなく、義倉役所

でも行われる。このため借り入れた者は借入額二割の正金を義倉役所に預けておかねばならない。銭札一匁は正銭九〇文遣い、金一兩に対しては銭札七三匁六分七厘と定める。銭札とはいうものの額面は「銭六分」のように、銀目で表記してある。したがって例示した「銭六分」札の場合、銭五四文の札として流通していたわけである。

義倉の再興令は六月一日に発令された。

去る寛政の度、義倉組み立てこれあり候処、其後中絶致し居り候を此の度、御家中文武並びに窮民御救いの為再び御引き興こしニ相成り、右御貸し付けなされ融通銭札差し出され候間、滞り無く通用致す可く候。尤生野銀山掛屋市兵衛同元次郎願いに依り、右銭札御貸し渡しニ相成り、加印の上彼の地においても引き替え致し候間、此の旨も相心得申す可き事

但し、右義倉場所材木町西南の角江追々御普請出来の上御貸し付け引き替え等相始め申す可く、それ迄の処産物会所において引き替え申す可く候。尤義倉の義ハ町方教諭相兼ね候間、此の段も相心得申す可き事

材木町に建築した義倉役所は八月九日から業務を開始した。さきに出願していた加印札もこのころから引き替えを始めたことであろう。そして毎



写真 342 義倉役所跡 (天神社付近)

町在江



月一と五の日、桜井良蔵と井上謙蔵が交代で町方の者を義倉役所へ集め、儒学の講釈を行うことになった。

義倉の趣旨を講義したのである。一方、村方では米・銀の抛出が始まった。一八四四年(天保一五)一月記載の義父郡高柳村大庄屋福田宗右衛門の「義倉御積米に付毛附高取調帳」によると、基準は毛付高一石に付き米二升と銀一匁ずつを五か年間積み立てることになっていた。義父郡の一か年分の計は米八三石二七〇合、銀は四貫一六三匁であった。義父郡の高は全領の約六分の一であったから、この約六倍が出石藩領全体の積米・積銀高になるはずである。このうち米は各大庄屋所に義倉蔵を建てて蓄え、銀は義倉役所へ集めたようである。

そして同年末には早くもこの銀を準備銀にして発行した義倉銭札の貸し付けが始まる。すなわち一二月一六日、「当夏以来義倉組み立てこれ有り御利益追々出来の上は、かねて御家中文武御手当て、窮民御救いの御趣意候処、御組み立て後間もこれ無く其場合に至り難く候得ども、義倉方御繰り合わせをもって当暮れ少々も御貸し渡しこれ有り候間、都合も相成り候面々は其段引請役へ申し談ずべく候」と令するのである。ただし利息は「不本意ながら」月七朱(〇・七パーセント)、年利率八・四パーセントであった。もっと低利にしたかったのであるが、それができないことを表している。貸し付け額は禄二〇〇石以上が銭札二〇〇匁、一〇〇石以上が一二〇匁、以下の知行取りは一〇〇匁、小切り米取り面々は五〇匁などと、階層別に限度額を決めているところを見ると、給付に似たかたちで、ほとんどの者が借り受けたと考えられる。この銭札が元方札である。繰り返していうと、義倉に積み立てられた銀を、信用基礎に発行された銭札である。

加印札発行者はさらに拡充された。上方の商人信用を起用するのである。その最初は近江国松居恒右衛門

で、一八四六年（弘化三）二月二十九日から始めた。彼の札は江州札と呼ばれた。次いで翌年四月には、京都の伊勢屋藤兵衛・鏝屋甚兵衛つばが加わる。

銀札信用の動揺と 義倉銀札は創出の経過から分かるように、従来から流通していた銀札とは、別個の信用産物会所の再々開 基礎の上に成り立っていた。おそらく銀札発行のための準備銀が豊富であれば、銀札をもって救済にあて、このような新規の札は考え出されなかったであろう。しかし打ち続く窮乏財政から、それが不可能なためやむなく創出されたものと思う。

果たせるかな、間もなく銀札信用は動揺を見せ始める。『御用部屋日記』一八四六年（弘化三）正月一日の条に「近ごろ銀札不融通の趣にて、町方において中には商物売あまひものり申さず、店戸打ち居り候者これ有り穩やかならざる様子に相聞」くので、これを叱る旨の触れ書が載っている。商人たちが警戒色を強めている様子が読みとれる。この窮状打開のため例によって大坂御用商人に融資を折衝したのであろう。その過程で産物会所再開の儀が話題に上ったらしい。しかしそれは左京路線復活を意味する。となると、阿部・中川両侯監視の目が届いている間は遠慮せねばなるまい。だが、五月二四日に阿部家家臣関四郎兵衛が、二五日に中川家家臣長塩蕭平がそれぞれ江戸の出石藩邸に久利を訪れ、「御趣法も相立ち御心添えこれ無くとも安堵」できる状態となったので、両侯が仙石家の後見を断る旨の口上を伝えてきた。いよいよ独自の路線を選択できる体制となった。そして十一月一日に産物会所再開令が発せられた。村方へ回された触れ書によると、

一、唐津山（窯業）四か所とも焼き出しのまま産物会所へ持ち出し、仲買いの者立て置き、山本（元）並びに産物方手代立ち会いのうえ直段取り決め売買致すべし。もし買ひ請け人これ無き節は会所へ買ひ請け申すべ

し。もっとも仲買いの者鑑札所持致さざる者は売買堅く差し留め候事

但しこれまで聊かも小間物に取り交り店売り致し来たり

候者共へは、会所にて売り遣わすべき事

一、繰綿・木綿・荒苧・布・つづね・麻かせ糸・楮・柳・畳の表類・竹の皮

右の品々仲買いの者相定め、鑑札渡し置き、産物会所にて

売買取り扱い遣わし候間、多少によらず差し出し申すべし、もっとも買い請け遣わすべく候間、抜け売り堅く停止の事(川見家文書「諸色記録書」)

鑑札所持を強制して仲買人を掌握し、彼らを通じて産物会所の集荷問屋化を図る。そして産物は大阪御用商人へ渡して融資の担保にあて銀札信用の維持を図る、という図式であった。創始期の運営と大きく異なる点は、以上の品々にまで国産の枠をひろげていることである。だが根幹はやはり生糸であった。生産量・商品性ともに他の国産品をはるかに凌駕していたものと思われる。ところがその集荷は六月ごろの出荷時点まで待たねばならない。それが待ちきれないうちに準備銀は枯渇し、一八四七年(弘化四)正月から、またまた銀札は引き替えを停止してしまった(『資母村誌』)。

この收拾のため、藩は領内へ御用銀を頼みこむと共に、三月には銀札六六貫匁を封札にすることを命じた。封札とは札を流通市場から引き上げ凍結してしまうことである。割当額は出石町分・出石郡下郷・同郡山之



写真 343 江戸期の出石焼  
(角岡鶴一氏蔵)

中が一五貫匁ずつ、養父郡が二〇貫匁であった。これに対し領民は、封札には月六朱(〇・六パーセント)の利息を下されること、同年暮れと翌年暮れに封札を半分ずつ年貢米のうちに含めて受け取られること、の二つを条件に封札を承諾した(『八鹿町史』)。

一方、大坂御用商人へ対しては銀札引き替え保証を精力的に折衝した。ようやく話がまとまり、次のことを命じた触れ書を発したのは五月一日であった。当時引き替え停止中の銀札は勘定所受けにして、おおい引き上げ、代わりに大坂銀主たちが加印した新銀札を発行する。新銀札は一〇匁・五匁・一匁・六分・三分・一分の六種類とする、というのであった。

大坂銀主たちの承諾条件の一つとして、生糸を担保にとることがあったのだらう。六月一二日発令の触れ書に、「今般産物会所において、以前のとおり糸問屋申し付け候間、糸売りさばきの儀は、産物問屋へ持ち出し売買致すべし。自分宅にての売買の儀は停止せしむ。もつとも坪買いの儀は苦しからず」とあり、生糸の産物会所への集荷が再開されたことを示している。

旧銀札は勘定所が毎日金一歩ずつを単位に引き上げていった。そして年末には諸上納に、旧銀札残存高の五パーセントを含めることを許した。ただし同年は一月調査時点における残存高が出石町分一五貫二五三匁六分、在方に五一貫六〇六匁九分もあったので、同年に限り一〇貫匁の上納を許すと触れている。

義倉銭札の 銀札信用回復におおよそのメドがついて間もない一八四七年(弘化四)八月一日、今度は義

停止 倉銭札のうちの江州札と元方札の引き替えが突然休止された。このとき全く流通不能となっ

たのは江州札であった。この札は上納銀にも受け取らないと触れている。元方札は上納銀の三分の一までは

受け取るという。江州札については理由がよく分からないが、元方札は貸し出し銀の回収が順調に進まなかったからである。前述したように元方札は禄高半減に伴う救済措置として家中に貸し出された。当然返済は困難を極めたことが予想できる。その結果が表れたのであった。

元方札の引き替えは二年後の一八四九年（嘉永二）七月から再開した。ただし触れ書に、「丁百文通用の銭札、このたび六割の割合をもって引き替え遣わし申すべし」とあるから、半分の値でもって引き上げられたのである。代わって額面どおり百文通用の新銭札が発行された。これに加印した引請人は、出石郡平田村五左衛門・久畑村理右衛門・中山村三郎右衛門の三人であった。しかし間もなく元方札は通用停止になる。同年一月一二日に、義倉方改革により義倉役所は閉鎖し勝手方に吸収する、閉鎖事務取り扱い中は元方札の引き替えは休止すると発令し、次いで三日後の一五日には、所持者が難渋している様子であるから、元方札は一六日と一七日の両日に勘定所で銀札と引き替える。以後元方札は上納銀にも受け取らないと触れる。

義倉役所が閉鎖された日、桜井一太郎は義倉方出役を差し留められ、親類以外の者との面会は遠慮するようにと命じられる。謹慎に準ずる扱いである。当時一太郎は隠居していたが義倉出役だけは義務づけられていた。彼の発意で義倉は始められたのであろう。このため一八四五年（弘化二）七月、願いにより勘定奉行頭



写真 344 義倉銭  
札（八鹿町宿南保氏蔵）

取を免じられたのちも義倉方懸りはこれまでどおりと命じられ、弘化四年には一〇石の加恩を受ける。だから義倉役所の閉鎖にあたってはその責任を問われたものと思われる。

江州札と元方札が流通不能になった後も、伊勢屋札と鰐屋札は障りなく通用していたが、一八五〇年（嘉永三）二月に鰐屋札も引き替え停止となった。義倉に出張していた鰐屋の手代が断りもなく引き揚げ、引き替えを休止したからである。驚いた藩役人は後を追いかけて出石へ連れ戻し対談したが、交渉は決裂し、ついに流通停止となった。藩は救済策として上納銀の一割以内は鰐屋札を上納に充てることを許した。

このあとを埋めるために、同年五月に丹後の小室八藏・三上金兵衛・山本善次が義倉に加わり、銭札を発行、丹組加印札と称して流通が始まった。ほかに伊勢屋札がある。これらの引き揚げ、つまり義倉銭札の終わりがいつであったかはよく分からない。しかし一八五四年（安政元）二月一日に、月番名主宗兵衛が、「当節小銭払底、町方不融通大いに難渋」であるといつて銭切手の発行を願ひ出ているところをみると、この時点までに義倉銭札は停止になっていたことは明らかである。

藩は義倉銭札の不振が明らかになった後は、産物会所の充実により銀札信用維持を図るといふ方向に重点を移した。中でも力点を置いたのは生糸と焼き物（陶磁器）であった。特に焼き物に関しては一八四七年（弘化四）一〇月に、用人堀深作・郡奉行波多勘左衛門・勘定奉行西山平左衛門・普請奉行らを「焼き物方がかり」に任じ、生産奨励の体制を整えた。また一八五三年（嘉永六）四月には、職人の中に賃金に不満を抱いて休む者も出ていることを憂い「焼き物の儀は国産の儀に付き、追々盛山さかやまに致し度き御趣意にて厚く御世話これ有り候」ところであるからといって、職人たちに訓戒を發している。一八四七年（弘化四）以後は、銀札引き替え停止が起ることはなかった。



写真 345 仙石右馬助墓 (経王寺)

村替えを機 桜井一太郎はまた村替え運動を起こすことを藩の重職に建議した。村替えとは小規模な加増に家禄加増を意味する。仙石右馬助はこれに賛成しなかった。彼は仙石主計の弟で第二次仙石騒動後年

寄筆頭に任ぜられるが、別家を許されていなかった。ようやく一八四五年(弘化二)一月に、別格の含みをもって別家申し付け新知一五〇石を給すると沙汰されるが、翌月これを辞退する。二年後の六月に再び新知一六〇石を給すると令されて、初めて受ける。こんな人であったから村替え運動には消極的であったのだろう。一方、当時江戸詰め年寄であった堀新九郎は大いに共鳴し、江戸で運動を展開する。一太郎は新九郎と連携を図りながら、各地に赴いて周旋に努める。そして大奥の実力者姉小路局つぼねに請託して幕閣を動かす道を選ぶ(「換邑本末」大塚久雄家文書)。局は公卿橋本実誠の娘で、成人して大奥に入った。生母は幸といい、実誠の側妾であったが、局を生んだ後、次子を懐妊のまま同家の門前で両替商を営む大塚氏に嫁す。その子が大塚兵庫であった。したがって姉小路局と兵庫とは同父母の姉弟ということになる。兵庫は橋本家へは帰らず大塚氏を継ぐ。その妻に、一太郎は出石藩土宇野孫兵衛の娘を自らの養女にして入れた。一太郎はこの関係を通じて局に働きかけたのであった。たまたま一八五〇年(嘉永三)一月、一太郎は上京して兵庫宅に滞在中病を発し、二月一八日京都で死亡する。その直後の二一日、村替えの意が出石藩邸へ届く。場所については追って沙汰する、というのであった。



写真 346 換邑本末 (東京都大塚久雄氏蔵)

その沙汰は翌年(嘉永四)一二月七日に発せられ、出石へは一九日に届いた。「養父郡の内五千百六十八石八斗四合上げ知、代知として養父郡・気多郡・美含郡の内七千六百九十九石六斗四夕五才成し下される」ことになった。差し引き二五二一石七九六合四夕五才が加増されたわけである。

上げ知村々

(養父郡) 養父市場・門前・藪崎・小城・上野・上ゲ・広谷・浅野  
 ・朝倉・高柳・国木・小山・舞狂・上小田・下小田・坂  
 本・浅倉・赤崎・浅間・室尾・高生田・和田・市場

代知村々

(養父郡) 宮垣・樽見・中・夏梅

(気多郡) 江原・祢布・石立・国分寺・宵田

(美含郡) 相谷・浜安木・奥安木・訓谷・無南垣・丹生沖浦・丹生浦上・丹生上ケ・丹生地・九斗・米地・

境・竹野・浜須井・奥須井・下岡・上岡・隼人・轟・小丸・芦谷・鬼神谷・須谷・円通寺・草飼

・切浜・阿金谷・羽入・川田・松本・宇日・田久日・下塚・大谷・金原・林

この村替え成功に家中の一部には冷やかな受けとめ方をする者もあっただろう。村替え決定直後、前老中真田幸貫は久利のもとに書を寄せ、「滅知後、再度の惑乱を引き起こして五、六年しか経ていない今日、



村替えを受けたことは実に深き御恩恵と肝に銘じられよ。御家中の中には、内願中はとも出来はしないことと思っていて、成功すると、村替えぐらいは格別のことでもないと思う者も出てくると思う。このような者が一人でもあれば相済まないこと、よく心せられよ。」と注意している。真相の一端を物語ってしよう。この成功の裏には幕府側にも計算があったと思われる。代地は竹野村から佐津村に至る海岸の村々である。海防の必要性が高まった折から、防衛の一翼を出石藩にも担わせる狙いをもって村替え出願を聞き入れたと推量するのである。後に述べるように、これから出石藩は海防体制の整備に一段と精力を注ぐようになる。また増石高は期待より少なかった。

このデメリット気分を圧殺するかのように、藩は村替え成功の賞揚企画を盛り上げる。その目玉は家中の禄の増額であった。一八五二年(嘉永五)正月二六日に発令される。実施は翌年の収納時からであった。増高割合は知行取りにおいて、減禄前のおよそ七割から八割五分にあたる程度にまで戻された。低禄者ほど復元割合は高くなっている。これに先立って仙石織人(仙石主計家・荒木頼母(荒木玄蕃家)らは加恩されてそれぞれ六〇〇石、三五〇石とされ、その上で家中一般の増高率に従って更に加増されたから、織人は八〇〇石、頼母は五〇〇石となった。

次いで村替え成功の論功行賞が行われた。中でも目立つのは堀新九郎である。一八五一年(嘉永四)正月五日には藩主久利から「当家中興の忠臣」とたたえられ、資格は仙石織人同様、地鎗を許される。そして翌年三月三日五〇〇石を与えられる(減禄前二三〇石、減禄によって一一五石、家中一般の増禄によって一七〇石、このたびの加恩三三〇石)。更に五月には長男鯉助が召し出されて用人となり、新知一〇〇石を給される。これから

堀父子の全盛時代が現出する。桜井一太郎は隠居して養子宣藏に家督を譲った後死亡していたから、晩年にもうけた三人の男子のうち、兄熊一を召し出して新知一〇〇石が与えられることになった。後の勉である。また大塚兵庫の子重次郎が出石藩に召し抱えられて新知五〇石を給され、あっせんの労に報いられた。

#### 村替え成功の背

#### 景に海防問題

但馬海岸防衛分担任は出石藩の希望でもあった。この条件を軸に幕府へ働きかければ、さきに削封された海岸部村々の再封、すなわち村替えは成功するとみて運動は起こされたと考えられる。

但馬海岸防衛のための御手組は、減知されて間もなく解散されたことについては前に述べた。ところが一八四二年（天保一三）一月二八日、出石藩は再びこれを組織する。一の手、二の手が組織された。次いで翌年五月二七日、幕府老中海岸がかり土井利位へあてて「先年御上げ知に相成り候御場所海岸防禦ぼうぎよの儀」を引き受けたいと内願書を提出する。その決着を見ないうちに第二次仙石騒動が発覚する。新政権は阿部・中川・九鬼三侯を通じて老中真田幸貫へもさきの内願の趣旨を願い出る。しかし一八四四年（天保一五）二月、「申し立ての趣は沙汰に及び難き筋のものであるから、これまでの通り久美浜代官から要請のあり次第、丹後・但馬代官所管内いずれの場所でも人数繰り出し、手厚く防禦するように」との付け札を付して却下された。

その後、外国船の出没が相次ぐにつれて、海岸防禦のための幕府布令はしきりと発令される。それに応じて一八四五年（弘化二）九月、藩主は藩士一同を接見し、海岸防禦の手組編成を「改めて申し付」ける。三年前の編成令は旧領復活を意図して企画されたものの、それが挫折したため、手組はいわば有名無実化してい



写真 347 御貸し具足  
(町立史料館蔵)

たのであろう。そこで改めてその活性化を命じたものと思われる。同時に村替え運動も、これを機に再び動き始めたに違いない。

ついでには藩主の気がかりであったことは武具の調達である。出動時に装備する甲冑や武器は侍たちの自己負担である。長年使用してきているものであるから修繕しなければ使用に耐えない物もあろう。しかし連年の困窮である。その修繕には手の回りかねる侍たちが多かったに違いない。このため編成令の文面の中に、「御手組の内、武器修復行き届かざる面々には、着具・得道具えとどぐその節拝借仰せ付けられ候間、御櫓御武具役へ請け合い、拝見致し置くべし」と記している。ところが一八五〇年（嘉永三）四月の達しには、「何分必至なにごんと御手詰めの中であるから、なるべく銘々所持の武器を使用するように、拝借する方が得とばかりに所持しながら拝借するは心得違ひである」と警いましめている。武器の整備が思うにまかせなかつた一端を物語っている。

一八五〇年（嘉永三）ころには、日本海岸もかなり緊迫していた模様である。久美浜代官所は二月十九日、丹後・但馬両国の支配村々に対し、沖合い三キロメートルばかりまでのおよその深さを調べさせ、その地形を描いた絵図面を提出させ、三月にはその実地見分に出発している。その後、出石藩に対しては、有事の際に緊急に出動できる人数の強化を要請してきたのであろう。『御用部屋日記』四月一日の条に、海岸防禦手組一の手、二の手ともに、番頭ばんがしらが最高指揮権者として加わることが記されている。これまでは旗奉行が最高指揮権

者であった。また同月一五日の条には、緊急出動の際には従者の人数揃えに時間がかかるであろうから、貸し人を付けると令され、年寄一三人、番頭八人、旗奉行三人などと記されている。年寄の出動も準備していたことが分かる。

このころ豊岡藩に注目すべき動きのあったことが、『豊岡市史』に記載されている。それは一八五〇年（嘉永三）二月、駿府加番に向かう藩主に随行していた木下主馬・舟木老之助兩人が、豊岡藩役所留守居役へあてて送ってきた極秘書簡の中に秘められていた。それによると、兩人は二月三日河内丹南藩高木正坦の家老小田左近右衛門と会談した際、次のことを話し、旧領復活陳情の手づるができた、というのである。

「豊岡藩領分の海岸は小里ばかりであるのに、天保八年のモリソン号事件で幕府から海防が指示されたとき、但馬海岸一円は豊岡藩一手に仰せ付けられた。このため従前にまして武器・兵員を増加させたが、何分一万五〇〇〇石の小藩豊岡藩ではせいぜい一里の海岸防備を持ちこたえられは上出来で、およそ一三里にも及ぶ但馬海岸を担当するなどは到底行き届きかねる。昨嘉永二年一二月の幕命では隣藩からも援助するように命ぜられたが、現在の出石藩の情勢は到底、人数を差し出せる能力はなく村岡藩も藩財政は相応ながら武備は充分とは言いがたい。かつ両藩とも津居山湊までは遠距離であって、急場の間に合いかねる。また、丹後・因幡は大藩であるが、いづれも地元の警備が手一杯で、とても多分の援兵は期待できそうにない。そこで、但馬海岸の防備は、出石・村岡藩にも高割りで分担してもらうようにして欲しいものだ」と話しておいた。——中略——返書には、機会があれば老中松平和泉守乗全の膝下にも話しておくので、そのうち老中の耳にも入るであらうとも記してあった。

もし老中松平和泉守の耳に入れば、かつて上げ知された旧領が豊岡藩の預け地になるかも知れないし、そこまで期待できなくとも、海岸防備の担当が但馬国内の三藩の高割りとなることは造作もないことと思われる。先年、水野忠

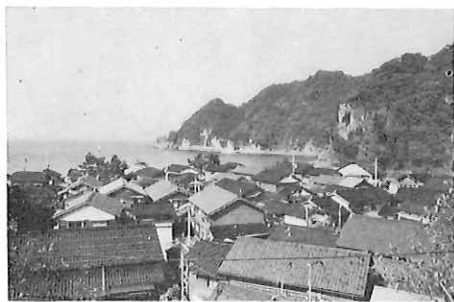


写真 348 旧余部村（現香住町余部）

邦が老中であつたとき海防上、上げ知分が御預け地となれば公辺のためにもなると内願し、内命があつてほとんど実現しかかつていたのに、うっかり賄賂を贈らなかつたばかりに、にわか沙汰止みとなつてしまい、まことに残念なことであつた。それで、重ね重ね上げ知分の御預け地は豊岡藩のためばかりでなく、公辺の御為であると強く申し述べておいた。右のようなよい手づるができたので至急、但馬海岸の詳細な絵図を送つてほしい。」

といふのであつた。出石・豊岡両藩とも海岸防備を足掛かりに旧領復活を求めて運動していたこと、その陳情のためのよい手づるを深し求めていたこと、運動には相当に資金を要するものであることなどが分かる。豊岡藩の画策が影響したかどうかは分からないが、結果的には、これが出石藩の運動を支援するかたちの方向を見せ、村替えは成功した。これから一〇年ほど後に、豊岡藩の希望を入れた防衛分担が発令される。一八六三年（文久三）一〇月、出石藩は美含郡余部村以東一日市村（現香住町）までの幕領地海岸の警衛を命じられ、それより東、宇日村までは自領地であつたから、美含郡海岸全域が出石藩の防衛分担区域となる。同時に村岡藩は二方郡浜坂村以西因幡国境までの警衛を命じられる。豊岡藩は二方郡指杭、田井二か村の自領地と、円山川河口付近の幕領地を分担すればよいことになる。

村割り知行復 村替え業務完了後の翌年、すなわち一八五三年（嘉永六）活と出動演習 六月、ペリーの率いるアメリカ軍艦四隻が浦賀に現れ、

国中は騒然となる。海岸防衛を約束して若干の加増を受けた以上、出石藩

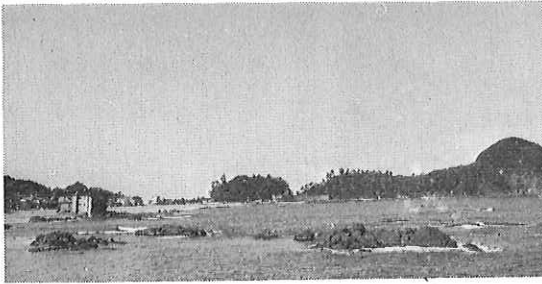


写真 349 竹野浜（竹野町）

にとつて、このような時局の展開は防衛体制の強化をいよいよ強く迫るものであった。そこでまず一八五四年正月二〇日には村割りⅡ地方知行の復活を令する。「御宛行御増し高成し下され候に付き、寛政一二年二月仰せ出だされ候村割り場所に差し戻され候に付き、この度くじ頂戴仰せ付けられ候事」と令し、翌日、三人の侍を一度に呼び出し、くじを引かせ、それぞれの知行村を決定する。村割りは有事の際の人足徴発のための施策であったことが、いよいよはっきりしよう。

つづいて正月二八日、海防手組の改革を発令する。これまでと異なる点の一つは、家中全員が海防手組に属するように組織されたことである。手組の数が三の手・遊軍の二組増えたほか残りは城下の警衛に当たることとされた。いま一つは、出動演習が実施されることになった点である。出動演習には二種あった。着到試しと行軍試しである。前者は不時の点呼である。寄せ太鼓と町の辻々を回る鳴子を合図に、対面所の表門前へ駆け付ける。そして表門に名札を掛けて参加の証拠とする。着衣は定めのもので、特に甲冑かづもつを着ける必要はなかった。また武器も得道具とくどうぐ（最も得意とする道具）は持参しなくともよかった。後者は甲冑に身を固め、武器を携えて出陣場所まで行軍する実動演習である。寄せ太鼓と昌念寺の三つ続き早鐘を合図に、装束を整えて組ごとの集合場所へ集まり、隊伍を組んで一の手は丹生浦、二の手は竹野浜、三の手と遊軍は須谷村の円通寺へと行軍することになつ

ていた。武器についてはそれぞれ得道具は持っていたのであるが、部屋住みの若侍を中心とする戦士はもちろん備頭そなえかしらより末々に至るまで、「鉄砲相用うべき事」と定められる。

最初の着到試しは二月八日に実施された。この日、藩主は表門前に置かれた床机に掛けて観閲したのであるが、その傍らに堀新九郎は法衣姿で立ち万端の指揮をとる。新九郎は前年末に隠居し笑山と号していたが、特命をもって隠居後も年寄として政務に携わることを命じられていたから、この姿で着到試しに臨んだのであった。行軍試しは二月一四日に行われた。しかし出陣場所へまでは行かず、組ごとに新馬場(松枝区)において訓練を行うことで済ませている。三月一七日に二回目の着到試しが実施された。

#### 西洋流砲術の導

#### 入と古流の反発

行軍試しにおいて、武器の主役が得道具から鉄砲へと変わったように、このころから鉄砲や大砲を扱う砲術も長門流・異風流などのいわゆる古流から西洋流へと変わっていく。その経過がまたも新たな抗争の因となって、出石藩政を揺るがすことになる。

藩士たちは幼少の時から、剣術・槍術・砲術・棒術など武術に関してそれぞれ師範の門弟となって修業に励んだ。砲術師範には太田忠兵衛と太田彦太夫の二家があった。流派は前者が長門流、後者が異風流と『御用部屋日記』に記されているが、後に述べるように、太田忠兵衛は試射の際長門流と異風流両者の指導に当たっている。ここでは「異風物」と記されているところを見ると、異風流とは長門流の変型を指すのではないかと思われる。門弟の数は忠兵衛の方が多かった。一八四四年(天保一五)八月五日に忠兵衛門下は対面所の庭において試射会を催し、藩の要人たちの観閲を受ける。藩主は在府中である。この時参加した門弟は長門流が九八人、異風流が二六人、計一二四人であった。続いて九日には彦太夫門下が大書院の庭におい

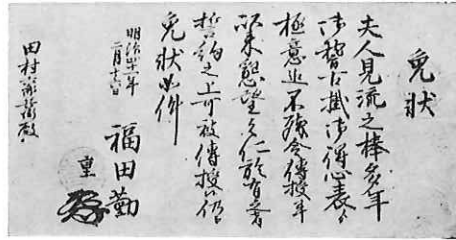


写真 350 人見流棒術免状 (田村潤一郎氏旧蔵)

て観閲を受ける。人数は四八人であった。

彦太夫の門弟に多田弥太郎がいた。彼はこの試射会の当時大坂に居て江戸への遊学願いを出していたから参加していない。堀新九郎の嫡子鯉助も彦太夫の門弟の一人で、この日の試射会に参加している。弥太郎は江戸へ出ると昌平坂学問所へ入る。そして翌年一〇月には伊達須賀蔵の塾に移り、一八四六年(弘化三)六月に帰藩する。彼の母は桜井良蔵の養女で、桜井一太郎とは叔父・甥の関係にあったから、帰藩間もなく弘道館の寮長に任ぜられて出精、これを賞されて翌年六月には賞詞を受け馬廻り席に格付けされる。当時二三歳であった。次いで一八四八年(嘉永元)には長崎に出て、高嶋秋帆の弟子大木藤十郎

に西洋流砲術を学ぶ。そして翌年帰藩すると藩主へ大砲試射を願い出、許されて秋の収穫が終わったところの一〇月一七日にこれを行う。この日、藩主はじめ年寄・用人らも松阪まで出て見物する。近郷・近在からもたくさんの人が詰めかけ、中には豊岡・宮津・田辺、それに因幡藩から来た侍も入り混じって見守っていた。大砲は菅谷川尻の室の台に据えつけ、細見の志谷へ向けて放った。経費不足のため砲身が木造であったから、夜に入った終わりのころには割れてしまったが、試射はおおむね成功したのだろう。藩主は大変満足し、後日、白銀二枚と紋服を与

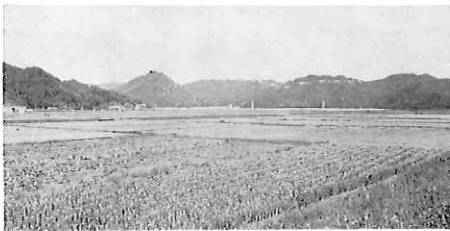


写真 351 室の台から志谷を臨む



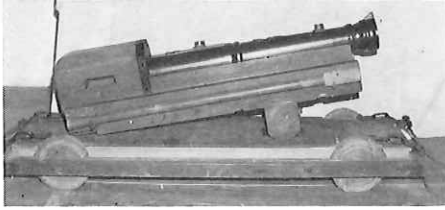


写真 352 出石藩大筒「星眼」  
(豊岡市 赤木一彦氏蔵)

えて労をねぎらった。

ところがおさまらなかったのは彦太夫はじめ同門下の門弟たちである。忠兵衛門下もこれに同調したであろう。彼らは弥太郎が師家を軽蔑けいびつしたとあって怒り、ことごとくに弥太郎庄迫へとかかるのである。そして以後彦太夫自らが西洋流砲術師範としての修業に勤める。まず一八五〇年(嘉永三)六月、藩有の鑄筒いっぽ(大砲であらう)を調印の上、永々に彦太夫が借り受ける。次いで一八五三年(嘉永六)六月には、命じられて西洋流大筒ホイッスル鑄造にかかる。一〇月二三日には完成するが、その間の一〇月八日、彦太夫は息子鉄三郎と横山静太郎を助手に西洋流砲術の試射を行い、藩主の覬覦を受ける。藩主は喜び、彦太夫に紋服、助手たちにも褒美を与えてこれを賞する。

同年の一二月に堀新九郎が隠居し、堀鯉助が年寄陣に加わった。新九郎は隠居後も年寄として政務をみるのであるから、父子とも年寄ということになる。この兩名の権力の前に、弥太郎の西洋流砲術師範としての夢は摘み取られる。活路を藩主に求めて弥太郎は工夫して造った新砲を献上しようとするが、鯉助にさえぎられて藩主へは届かなかった。また生野代官所の小国謙蔵ら七人の地役人が砲術伝授のため弥太郎の生野派遣を申請してきたけれども、執政陣はこれを許さなかった。とにかく砲術門弟たちの間に、弥太郎をめぐって波紋が続いていたのである。しかし藩主は西洋流砲術を引き立てたい意向であった。そこで一八五四年(嘉永七)度の参勤交代に出立する直前の三月一日、妥協的な次の申し談じを發

令させる。

西洋流砲術近來御取り上げにて、両師家に御預け仰せ付けられ、御試しもこれ有り候えども、元來長門流・異風流・荻野流とも御取り用いこれ無きとの訳にはこれ無く候間、古流の方執心の面々は玉丁火矢砲など其外何に依らず実用の火薬繁々相試し候様仰せ出され候、西洋流の義は上御流儀と仰せ出だされ候に付き、格別執心にもこれ無く候えども、余儀なき訳柄にて名前差し出さず候ては思し召しに触れ申すべし哉、など其意味に拘泥候ては不本意に思し召され候間、其段心得違ひこれ無き様申し聞くべき旨仰せ出だされ候

両師家とは太田忠兵衛・太田彦太夫を指すのか、それとも忠兵衛に替えて多田弥太郎を指すのかは明らかでないが、この時点では古流・西洋流いずれを学ぶかは各自の好きに委せると令しているのである。ところが、藩主が江戸へ出発した後の四月一日、

砲術早打ち稽古の儀組み立て候節は、御家流打ち方稽古致すべし。尤も独り立ち候節は両流是迄の流法相用い申すべき事

と令する。「御家流」とは一八五〇年（嘉永三）五月一六日の令で決まった呼称で、武術各流派のうち出石藩で採用した流派はすべて御家流と称することに統一したのである。また早打ち稽古については、後述の上書の中で、弥太郎が改良鉄砲による西洋流早打ちを工夫したと述べているところから、これを否定する意味で令されているのかも知れない。とにかくこの令は、あくまで古流を御家流とすることを再確認していると理解してよからう。



写真 353 伊佐村桜井(小出)家甘菜亭

弥太郎、堀新九 藩主久利は三月一九日に発駕した。その後を追って間もなく弥太郎も出石を離れる。彼郎を告発し入牢 三月二七日に養父郡伊佐村(現八鹿町)の桜井太仲方へ行くと行って家を出た。この家は弥太郎の母の実家である。彼女はここから分家筋に当たる出石の桜井家へ養女に入り、多田家へ嫁したのであった。弥太郎は翌日生野へ立ち寄り、地役人小国謙蔵へ、「上御為筋の儀について大坂へ行く、遠からぬうちに帰ってくるからそれまでは病氣ということにしておいてくれ」と言い残し、すぐさま立ち去った。父助之允が大坂へ手を回して消息を尋ねたが、ここには立ち寄っていなかった。この旨を藩へ四月二二日に届け出る。出奔届である。

弥太郎は江戸へ出て、四月一六日、中川久昭の屋敷へ駆け込み、堀父子施政糾弾の上書を提出したのであった。その内容を要約すると、

- 1、堀新九郎・鯉助父子は村替え成功の勲功をかさに専横の振る舞いが多く、一家中心服しない者もあって心痛致しおる者であるが、この旨を主人へ諫言かたげん申し上げては、却って一家騒乱の基となる情勢と見込んだので、ひそかに後見御両家へ嘆願申し上げ、御両家より主人へ助力下さり、父子を吟味のうえ成敗して、お家安泰をお計り頂くべく願ひ上げることにした。吟味の手掛かりのため、主な行状を列記する。

- 2、自分の屋敷内に御村替え成就祈願のためと称して神社を勧請し、町や在の者たちに参詣させ賽銭・供物等を取り納めている。重役に似合わぬ

卑劣な振る舞いと思う。

3、海防の大切な折、士風を引き立てねばならない時であるにもかかわらず、新九郎は隠居し、すぐに剃髪するとは臆病な所業と存ずる。さて隠居したなら政治向きには口出しすべきではないのに、現役の時と同様に対面所へは表玄関より出仕し、諸役所へ顔を出して政治にあずかっている。また着到の時には主人の右に立ちふさがって万端の指揮をしている。法外の振る舞いと家中一同立服している。

4、藩主の直書をもって儉約が令されている時にもかかわらず、懇意の者を響応し、奢りがましい所業に一同憤慨している。

5、へつらいの輩は思うままに昇進させ、宿意の者へ対しては厳しく取り押さえ、恥辱を加えるというわがままな所業に、家中一同心服していない。

というのであった。

中川久昭はこの件に関して四月二六日に出石藩邸を訪れ、久利と会談した。在府中の堀鯉助・磯野逸騎(旧名六郎次)も召し出され同席した。この席で久昭は弥太郎が荒木頼母と対決することを望んでいる由を伝え、頼母の出府を促した。しかし五月二〇日、頼母は着府しながら病気を理由に弥太郎と会おうとしなかった。弥太郎は中川家の屋敷内にかくまわれて、その後も何回か久昭に上書、久昭はそれを仙石家に伝えては返答を求めて吟味を進めた。まず五月二四日には側用人を通して、新九郎が隠居後も政治に携っていることは、自分や九鬼隆都、さらに老中真田幸貫らの内意をもって讃岐守に計らわせたことであることを伝え、二六日には弥太郎が望んでいたお目見えを許した。

この日、仙石家から返答書が届いた。新九郎は一人でもって家政を取り仕切っているのではない。年寄陣合意のもとに進めている。神社建立についても同様で、主人讃岐守の許可を得た上でのことである。弥太郎は並はずれた文才の持ち主であるが、変わり者で、大砲試射については同門の怒りがあった。鯉助も門弟の一人であるから意趣を含んでいるとは推察できるが、西洋流砲術をないがしろにしているわけではない。現に同門の中から人を選んでその稽古に励ませている。と答え、弥太郎の引き渡しを求めた。久昭は今しばらくこれを断り、更に調べを続けた。

そして分かってきたことは、上書提出にあたって相談した者はなく、ただ一人祐筆勘定方高橋平五郎の息子甲太郎に清書してもらったこと、砲術伝授のため、弥太郎へ生野出張を懇請してきたのは、小国謙蔵・大塚藤平ら七人の生野地役人であったことなどであった。ようやく六月一二日に至って弥太郎は出石藩へ引き渡されることになった。この日、西久保の藩屋敷へ護送されてきた弥太郎は、すぐに邸内の空き小屋を修理して急造した三畳敷きほどの牢へ入れられた。そして翌日から吟味が始まった。その返答の次第は中川久昭に答えたのと同様で、結局、堀父子の専横は立証できず、「心得違いであった。この上は穩便の御処置を願う」という「御慈悲嘆願書」をしたためて落着となった。

次いで七月二四日、腰縄つきで罪人用の駕籠に乗せられ江戸をたった。出石へ着くとしばらく藩の牢へ幽閉されていたが、後に許されて父助之允の座敷牢へ移される。高橋甲太郎も六月一八日、捕えられて牢に入られ、八月一〇日には父平五郎宅につくられた座敷牢へと移された。兩名ともこれから長い牢生活が続く。



写真 354 多田弥太郎(海庵)書跡 (八鹿町 小出格氏蔵)

く世話遣わし、末々のものも同様につき相願い候えは引き立て候様一同へ無急度(あまじやく)(あまり厳しくなく)申し聞き置くべく候

藩主自らの意志で高嶋流(西洋流)を御家流にすると宣言しているのである。そして八月一〜一六日にわたり、総勢一八〇人余を召し連れて美含郡海岸部の巡察に出掛ける。これで砲術選択については決着がついたはずのもの、藩主が期待したほどの訓練展開がみられなかったせいも、二年後の一八五七年(安政四)一月二四日、今度は仙石織人(旧名内蔵介)・磯野逸騎・荒木頼母・岡部長左衛門ら四人の年寄を御前に召し

藩主、堀新 藩主久利は弥太郎の行為にいたく立腹であったが、堀新九郎父子の姿勢にも含む思いがあったのだろう。両者の確執は徐々に姿を現してくる。

対立の核になった一つはやはり砲術流派の選択にあったと思われる。藩主の出府直前には砲術は新古いづれが好きにまかせると令されていたながら、その出府後には古流を引き立てる意味の令の出されたことは前に述べた。ところが翌年(安政二)の五月一八日に藩主は帰城すると、晦日には藩士はじめその子弟までも出役して土盛り作業中の松縄手大筒打ち台場を視察して督促し、六月八日には堀新九郎を召し寄せ、直々に次のように命じる。

高嶋流の儀は深き趣意これ有家流に致し候得ば、家来一同末々迄出陣に鉄砲を持ち候程の者へは学ばせ度し。尤も壯年の者は格別練熟致し幼年の者厚

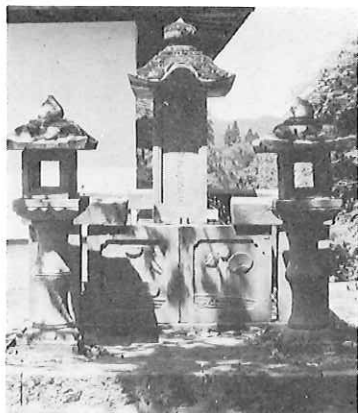


写真 355 土岐兵庫墓（経王寺）

寄せ、「高嶋流引き立ての儀、先般堀新九郎へ申し付け置き候通り、新九郎同様相心得厚く引き立て申すべき事」と命じ、新九郎に対しては別に、「四人へは以上のことを命じたからその旨心得、申し合わせて引き立てよ、と再び念を押しているのである。

この件に関しては執政陣（年寄ら）が藩主の思うようには動いていないようで、藩主のいらだちがほの見える一こまである。それから四年後の一八六一年（文久元）九月晦日、藩主待望の高嶋流訓練観閲が実現した。新馬場に勢揃いした一同の前に正午ごろ藩主は現れ、午後四時過ぎまでその訓練を観た。四隊が一隊ずつ順に行い、大砲も試発した。満足であったのだろう。終わって隊士一同にお目見えを許し、酒料を手元から出して与え帰城した。

もう一つの対立の核は、多分に推察の域を出ないのであるが、藩主久利の養嗣子をめぐる問題ではなかったかと思われる。久利の正妻は子供に恵まれなかった。側室には二人の男子をもうけることができたのであるが、一人は「耳遠」のため後に廢嫡を余儀なくされる体質であり、一人は乳児のとき死亡した。そこで久利は早くから兄土岐兵庫政賢の長男土岐銳雄（とさ）に目を掛けていた。政賢は前藩主政美が没した時、病弱の理由をもって養子候補から除かれた人である。出石城に居住し、一八五五年（安政二）三月、五二歳で死亡した。この人には側室に一男三女があったが、久利はこの子たちを大事にし、

一人は自らの養女にして他家へ縁づけ、鋭雄には自らの跡を継がせようと考えたのであった。久利に子供がなかったせいもあるが、兄を超えて襲封したことに對する償いの気持ちの表れでもあっただろう。

鋭雄は一八四三年(天保一四)二月二〇日の生まれで、六歳のとき、久利によって教育がかりに任ぜられた麻見弁之助の屋敷に預けられた。そして一七歳の春、すなわち一八五九年(安政六)四月、内町の屋敷へ移る。このころから久利は鋭雄を正式に養子にする意向を示したようである。これに對し堀新九郎ら執政陣は異論をもち、外に候補者を推していた節がある。鋭雄は後に正式に仙石家を継ぎ、政固まさかたと改名する人であるが、この人が明治になって弥太郎の息子に、「今日あるのは弥太郎のお陰だ」と語ったことを同家では言い伝えている(東京都在住多田達太郎氏談)ところをみると、鋭雄を退けようとする動きのあったことは事実だろう。

堀新九郎の権力の背景には常に幕府の権威がちらついている。年寄就任は、老中真田幸貫の内意を受けて選任に当たった阿部・中川・九鬼三侯のお声がかかりであった。村替えはこの筋を利用して成功した。新九郎が隠居後も年寄として引き続き家政に口出してきたのも、真田老中や中川・九鬼侯らの内意によるのである。このようなことから、藩主久利は屈辱感も入り混じった圧迫感をつねにもち続けていただろう。それが幕府への反感、ひいては心情的にも勤王方へ傾く下地であったのかも知れない。

堀父子滅却、藩

たまたま一八六二年(文久二)六月三日、久利は岡藩主中川久昭と組んで江戸城中柳の間

主の直裁実現

席取り縮まりの改革を行うことを命じられた。この機会を通じて、久利は藩政改革の気

力を養い、久昭と親しく話し合うことによって、権臣堀新九郎の処遇に関する根回しを行ったことが考えら



れる。その後、久利は土岐銳雄とひそかに策を練ったのだろう。

同年一月一四日夜中のときならぬ時刻に銳雄は殿中に現れ、年寄仙石織人以下一〇人の者どもをそれぞれの自宅に監禁するように命じ、同時に多田弥太郎・高橋甲太郎兩名の赦免を宣告した。このころ堀新九郎は、秋に参勤交代の制がゆるめられてこの時期に帰国する藩主に随行して出石に向かう途にあった。彼は同年正月一五日に久利の正室の兄、老中安藤信陸（信正）が坂下門の変で傷ついた折、急出府を命じられて以来江戸に滞在していたのである。銳雄は新九郎の親類の者に対し、その途中まで迎えに出て警固し自宅に監禁せよと命じた。

藩主一行は一月二五日に帰城した。それから一週間ばかり後の一二月二日、久利は堀新九郎・鯉助（當時新九郎は笑山、鯛助は新九郎と改名していたが、理解の便のため本書では旧名をとおすことにした）父子に糾明書を送って申し開きを求めた。ちょうどこの月の『御用部屋日記』が欠本となっていてるので、糾明書の簡条は明らかでないが、おそらく多田弥太郎が九年前に訴え出た条々そのままであっただろう。特に藩主へ申し次いでほしいと訴えた、「家中の意見がよく藩主のもとへ届くよう取り計らい願う。意見上申の道がふさがれていることこそ我が藩弊風の根本と存ずる」という条には力点が置かれていたと思う。堀父子は申し開きができず、その夜切腹した。次いで一二月六日、残る年寄たち全員に次の処分を申し渡した。

役儀御免、百石減知、謹慎

仙石 織人

三〇石減じ、謹慎

荒木 頼母

同断

磯野 逸騎

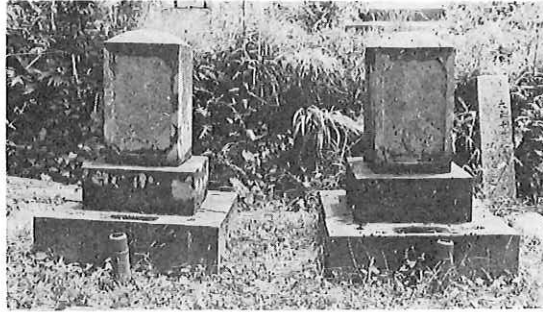


写真 356 堀笑山父子の墓（福成寺墓地）

隠居逼塞、伴隆之助へ家督百八〇石 岡部長左衛門

堀家に対する処分は厳しい。当時鯉助と名乗っていた新九郎ニ笑山の孫は格禄召し放ち蟄居、繫扶持つなぎぶち一五人扶持、三日中に屋敷を差し上げよ。更に同姓堀丹宮・堀半兵衛・堀敬之助らは御役御免と命じられる。新九郎と繫がりが深かったとみられる側用人、土岐基之助は隠居蟄居、相応の養子出願の上、繫扶持として一〇人扶持を給する。新九郎の従者のように従っていた祐筆堤藤太夫も隠居蟄居、繫扶持三人を給する、と沙汰される。また江戸にあって多田弥太郎の尋問に当たった太田忠兵衛・岩市左衛門兩人は御役御免を命じられる。

処分は堀新九郎関係に集中して行われ、次いで年寄陣、多田弥太郎尋問に当たった者へと及んでいる。そして二月一六日には謹慎を命じられた者たちはそれを許され、免職された者も追々おおいに帰役し、最後になつた仙石織人も翌年（文久三）三月二四日には年寄に復帰する。このような処分の経過と、更にこの年（文久二）二月二八日に発した藩主の直裁宣言とから、このたびの政変の意味はおおよそ理解できよう。その宣言の中で、「当家政事向きも一新、上下否塞なく泰享に相成り、治乱ちらんそれぞれ備え屹度きつど相立ち候様致し度く、第一是迄常変政事向き重役へ任せ置き候えども、今般直裁に決（意）致し候」と述べ、意見のある者は当主はもちろん子弟であっても封書にして差し出せよ、内容によっては褒美の沙汰にも及ぼうと令しているのである。



写真 357 田中河内介顕彰碑  
(豊岡市)

要するに権臣を滅し藩主直裁の道を開く、つまり藩主主導のクーデターともいうべき性格の事件であった。  
多田弥太郎、勤王 弥太郎の上書の内容ならびにその経過が、このクーデター断行の名分をなした。このた運動に身を投じる め赦免の後、ほどなく弥太郎は少なくとも鋭雄とは対面を許されたと思う。そしてねぎらいの言葉をかけられたであろう。これにこたえて弥太郎は二月五日、鋭雄へ「遠望十策」を呈する。その第三策に、「田中河内介始め義孝の面々と交わりを結び、就いて薩長諸藩へ志を通じ御家勤王の本意を内達致し置き、かつ我が藩奸宄再発の機を冥々の中に差し押さえ後患なからしめたき事」と述べ、はっきり勤王の意志を示している。これは牢中であって固めた決意であろう。

文中に出てくる田中河内介とは出石郡香住村の医師小森正造の二男として生まれた人であるが、京都に出て学ぶうち大納言中山忠能に召し出され、次いで同家の家臣田中近江介の娘と結婚して田中氏を継いだ。中山家は忠能の二女慶子が宮中にのぼって孝明天皇に仕え、後の明治天皇を生んだので勤王家の間では重きをなしていた。この家の執事であったところから田中河内介は勤王家として活躍していたのであるが、その暴発を懸念されて薩摩へ護送される途中、同藩土の手にかかって殺された。一八六二年(文久二)六月のことである。弥太郎はこのことを知る由もなかった。

鋭雄はこの献策を黙殺した。この後の行動をみると、藩主久利は重臣たちより強く勤王方への傾きの姿勢を示すが、

鋭雄はそれほどの考えではなかったのだろう。

弥太郎は一八六三年（文久三）二月、二〇俵二人扶持を給されて召し出され、小姓組に編入、弘道館勤めを命じられる。翌月京都へ出て、年来書きためてきた著述を学習院へ呈する。これが目にとまったのだろう。四月末、朝命を受けて摂海巡視に回る姉小路公知は弥太郎を随行員の一人に加える。帰京後、弥太郎は摂海防禦意見書を姉小路に呈して五月帰藩する。帰るとすぐに藩の許しを得て竹野浜へ赴き、入牢中に考案した人力両輪船の模型づくりにかかった。すると七月二三日に突然中条右京が出石に弥太郎を訪ねて来た。右京は足輕吉村重国の長男として出石に生まれ、棒術皆伝の腕前であったというが、一八六二年（文久二）上京して押小路家、つづいて姉小路家に仕え、一八六三年五月二〇日夜姉小路公知が襲われた時、勇敢に戦ってよく知られている。変後姉小路家の用人格に出世し、勤王方の仕事に携わるようになる。このときは丹後・但馬海岸巡検を命ぜられて来たのであった。そして弥太郎に同行を求める。翌日この旨を願い出ると即刻許可される。二人は二七日に城崎へ行き、舟大工たちを集めて海岸の状況を語らせ、弥太郎はここから引き返す。右京が海岸部を巡検して帰京すると三条西季知が待ちかねていた。「過日建言之儀ニ付き相尋ね申し度き御用」があるので、多田弥太郎と高橋甲太郎を早々に上京させてくれるようにと頼んだ。仙石久利あての書状を出石へ届けてほしいというのであった。書状を受け取って出石の執政陣は気をもんだ。建言の議の内容が分からず、入牢に及んだ事情の再吟味なのだろうかといふからである。久利は「言ってきたるよりに、よろしく取りはからえ」という。年寄らは竹野浜滞在中の弥太郎へ使いを送って兩人の上京を促す。その後で、京都滞在中の荒木頼母へ送った手紙の中で、「この節手荒らの取りはからいも相成り難く、何事



写真 358 多田弥太郎墓 (経王寺)

も相忍び折を見合い候より外これ無しと存じ候」と述べている。  
 両人が丹波まで来た時、八月一八日の政変を知った。三条西季知ら七人の尊攘派公卿は長州へ落ち延びたという。その後を追って長州へ走り、次いで生野で挙兵の計画の一行に加わって舞い戻り、一〇月一二日ここで兵を挙げた一員となる。

出石藩は一日朝代官派遣の密使を迎えて、その日のうちに年寄早川庄兵衛を総大将に、一番手九五〇人を送り出す。同日は養父市場村に宿陣し、翌日和田山まで進む。生野へは一六日に入った。

事変後の処理にあたって出石藩は多田弥太郎・高橋甲太郎二人の加わっていたことを知り驚く。さっそく藩籍を削り行方を尋ねる。弥太郎は破陣後各地に潜伏するが、翌年(元治元)二月、因幡の同志との連絡に行く途中但馬に入る。弥太郎生母の実家(八鹿町伊佐小出格家)に伝わる言い伝えでは、このとき弥太郎は同家に逗留し出石の妻子と連絡をとり、藩とも話し合いができていたらしく迎えの駕籠は藩差し回しの物だったという。しかし宿南村枝郷寄宮で出石藩士に捕らえられたとする説も有力だ。ここは湯島(城崎)へ下る舟の乗り場だったからである。警固の武士の計らいで弥太郎の希望を入れ、生母の実家に立ち寄ったとも考えられるからである。

駕籠が浅間坂の頂上、出石藩領へ入った所で警固の武士は弥太郎を斬り殺す。二月二八日であった。このとき弥太郎は「今に分かる」と一こと言い残したという(故金沢鋭二

氏遺話)。遺体は塩と石灰を詰めた木棺に入れて藩牢の屋敷内に仮り埋めされ幕府の検使に備える。復権して屍体が家族に引き渡されたのは一八六八年(慶応四)三月のことであった。

このとき同じ牢屋敷に仮り埋めされていた、生野の変に参加し捕えられて、出石の牢内で自殺した水戸浪士川又佐一郎の屍体も、心光院(浄土宗、現光明院・魚屋区)墓地に改葬された。

沢宣嘉(のぶよし)を護衛して生野を出た高橋甲太郎は、無事長州へ落ち延びたが、第一次征長戦争の際、長州軍に加わって負傷し、一八六七年(慶応三)二月三日陣中に没した。

### 3 町方の暮らし

出石藩の『御用部屋日記』 旧出石城下は、一八七六年(明治九)三月二六日、魚屋町の一角足軽徳平宅より火を発し、おりからの烈風にあおられて市街地の大半を焼き尽くし、焼失した家屋九六六戸、土蔵二九〇、部屋一八六、寺社三九にも達した。貴重な記録・文献等もことごとく灰燼(かじん)に帰し、町方の史料をすべて欠くにいった。当時わずかに火難を免れた旧出石藩の『御用部屋日記』により、公の記録をとおして町方(町民)の暮らしが、うかがえるのみである。

『御用部屋日記』とは、藩の執政である御年寄(おとしより)(家老)が、月番交替で書き役をして記録させた藩日記の一つで、執務場所の名を冠して『御用部屋日記』と呼ばれ、藩における最高の公式日記である。藩主在国ときは「御在城日記」となり、出府中は「御留守日記」と表記されている。わが町には、一八一五年(文化二)正月から仙石氏が版籍を奉還した一八六九年(明治二)一月一七日までが六六四冊、以下『出石藩日誌』、